

千葉県職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月12日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第9号

千葉県職員懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

千葉県職員懲戒審査委員会規則（昭和28年千葉県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第16条」に、「をおく」を「（以下「委員会」という。）を置く」に改める。

第2条中「第16条」を「第15条において読み替えて準用する第12条」に改める。

第3条中「あたる」を「当たる」に、「証憑を具え」を「証拠を添えて、」に改める。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加える。

第5条中「次の」を「、次の」に改める。

第10条中「委員にして」を「委員は、」に、「その旨」を「、その旨」に、「届出でなければ」を「届け出なければ」に改める。

第11条中「第3条」の次に「の規定」を、「要求」の次に「があったとき、」を加え、「委員長において」を「委員長が」に、「ときは」を「ときに」に改める。

第12条中「委員3人以上」を「委員の3人以上が」に改める。

第13条第1項中「可否同数」を「、可否同数」に改め、同条第2項中「その職務を行う場合においてこれがために」を削り、「失わない」を「有する」に改める。

第14条中「必要」を「、必要」に、「並びに」を「及び」に改める。

第15条中「職務遂行」を「、職務遂行」に改める。

第16条中「前条の」を「、前条の規定による」に、「うけた」を「受けた」に、「これ」を「当該請求に係る資料」に改める。

第17条中「書記をして」を「書記に」に、「調製せしめ」を「調製させ」に、「顛末及び」を「経過の要領及びその結果並びに」に改める。

第18条中「外は」を「ほかは」に改める。

第19条第2項中「委員長」を「、委員長」に、「うけ」を「受け」に改める。

第20条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。